

みのかも

No. 141

平成22年5月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

市議会だより



4月18日に開催された中山道会館「春のまつり」

主
な
内
容

- 平成22年第1回定例会の審議結果…………… 2 P
- 委員会審査の概要…………… 3 P
- 市政一般に対する質問と答弁…………… 4～16 P
- 議会日誌…………… 16 P
- 可決された意見書…………… 17～18 P

平成22年
第1回
定例会

市議会第1回定例会は、3月2日に開会し、3月24日までの会期23日間で開催されました。

2日には、27議案を上程し、補正予算2件については提案説明、質疑、討論、採決を行い、その他の議案については提案説明までを行いました。

11日、12日には、15名の議員が一般質問を行いました。

15日には、各議案に対する質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、16日に産業建設常任委員会、17日に文教民生常任委員会、18日に企画総務常任委員会が開催されました。

24日には、各議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決、さらに追加9議案に対する提案説明、質疑、討論、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

◎条例・補正予算

議案名	主な内容	審議結果
専決処分の承認を求めることについて 平成21年度美濃加茂市一般会計補正予算(第10号)	449万9千円の減額 予算総額は173億7,048万5千円	原案承認
平成21年度美濃加茂市一般会計補正予算(第11号)	1億5,021万円の増額 予算総額は175億2,069万5千円	原案可決
平成21年度美濃加茂市一般会計補正予算(第12号)	4,939万円の減額 予算総額は174億7,130万5千円	
平成21年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第6号)	繰越明許費	
平成21年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)	465万3千円の増額 予算総額は4億2,625万4千円	
美濃加茂市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例について	地方自治法第224条の規定に基づき、施設を使用する電気通信事業者から分担金を徴収するための条例の制定	
美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	文化に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することに伴う条例の改正	
美濃加茂市役所連絡所設置条例の一部を改正する条例について	太田連絡所を太田公民館へ移動することによる条例の改正	
美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	印鑑登録証の亡失等の届出について、代理人申請ができるよう要件を緩和することに伴う条例の改正	
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に準拠し、労働基準法の一部改正を踏まえ、時間外勤務代休時間を新設することに伴う条例の改正	
美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に準拠し、労働基準法の一部改正を踏まえ、特に長い超過勤務を抑制する制度の新設等に伴う条例の改正	
美濃加茂市土地開発基金条例の一部を改正する条例について	市長が特に必要と認める場合には基金の取り崩しができるようにすることに伴う条例の改正	
美濃加茂市スポーツに係る事務の管理及び執行に関する条例の一部を改正する条例について	市長がスポーツに関する事務に加え、文化に関する事務も管理及び執行することに伴う条例の改正	
美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例及びびみのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	市長が特に必要と認める場合には基金の取り崩しができるようにすることに伴う条例の改正	
美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	児童館の利用者の対象範囲を拡大することに伴う条例の改正	
美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う条例の改正	
美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	消防法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の改正	
平成21年度美濃加茂市一般会計補正予算(第13号)	4,550万円の増額 予算総額は175億1,680万5千円	

◎予算

平成22年度美濃加茂市一般会計予算	各会計の平成22年度の予算を定めるもの (各会計の予算額については3ページ)	原案可決
平成22年度美濃加茂市国民健康保険会計予算		
平成22年度美濃加茂市老人保健会計予算		
平成22年度美濃加茂市介護保険会計予算		
平成22年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算		
平成22年度美濃加茂市下水道事業会計予算		
平成22年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算		
平成22年度美濃加茂市水道事業会計予算		

◎その他

坂祝町との間における定住自立圏形成協定を変更することについて	坂祝町との間で締結した定住自立圏形成協定を変更することについて議会の議決を求める	原案可決
損害賠償の額を定めることについて	地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づく損害賠償の額の決定	

◎議員提出議案

木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について	別掲(17～18ページ)	原案可決
子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について		
教員免許更新制の存続を求める意見書について		
生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書について		
国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書について		
核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について		
永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書について		
選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について		

委員会審査の概要

企画総務常任委員会

《一般会計予算》

未収金対策について。

〔答〕 2月26日現在、市税の未収金は8億2000万円余りあり、経済状況が悪化する中、徴収率は低下傾向にあるため、差し押さえ等の法的処理に力を入れていく。

〔問〕 定住自立圏構想推進費の内訳について。

〔答〕 主なものとして、共生ビジョン策定のための懇談会委員報償費、周辺町村との連携を可能とするシステム構築費、コンサルタント料、PRのための情報誌作成委託料である。

〔問〕 市議会議員選挙の経費が他の選挙と比較して多くなっている理由について。

〔答〕 市議会議員選挙には、ポスターや選挙広報等の印刷費及び選挙カーの公営費用が掛かるた

め多くなっている。

また、期日前投票の臨時職員の人件費は、期間の違いから計上額が異なる。

《美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例》

〔問〕 文化振興の業務が市と教育委員会に分かれることについて。

〔答〕 文化財の保護は、教育委員会の職務であると法に規定されているため、今回の改正から除いているが、教育委員会が市長部局の文化振興課職員に補助執行させるため、影響はない。

文教民生常任委員会

《一般会計予算》

〔問〕 ファミリー・サポート・センター事業について。

〔答〕 坂祝町との定住自立圏構想の中で、県下で初めて広域で実施するものであり、子育てを手伝ってほしい利用会員の方に、サポート会員による子育てのお手伝いを行うものである。

〔問〕 こども手当への支給に対する職員体制について。

〔答〕 現在、3名の職員で行っているが、4月からの申請提出に伴い、9月まで臨時職員を1名増員する。

〔問〕 のぞみ教室への通学状況および坂祝町との連携について。

〔答〕 不就学児童で通学した児童は4名いるが、坂祝町から通学している児童はまだいない。1名希望者がいたが、送迎などの問題があり、今後対応を含めて検討していく。

〔問〕 加茂野、蜂屋地区の児童数増加状況と対策について。

〔答〕 平成21年度は加茂野小学校、22年度は蜂屋小学校で、それぞれ一年生が各1クラスずつ増えており、教室の改装などで、今後の教室確保に努めていく。

《介護保険会計予算》

〔問〕 保険料増額の理由および介護保険施設増床の内容について。

〔答〕 保険料の増額は、第4期介護保険事業計画で基準額が100円ずつ上がることや被保険者の増加によるものである。

また、特別養護老人ホームの80床は、加茂野町と蜂屋町伊瀬にまたがるところに新設するものであり、介護老人保健施設の10床は、蜂屋町にあるサントピア美濃加茂に増設するものである。

産業建設常任委員会

《一般会計予算》

〔問〕 可燃小袋の必要性和、ゴミ減量化推進に伴うゴミ袋の値上げについて。

〔答〕 可燃大袋の需要に対し可燃小袋の需要は5分の1程度であり、その必要性和とゴミ袋の値上げについて、ゴミ減量化政策と共に今後環境審議会等で検討していく。

〔問〕 学校給食地産地消推進事業補助金が半減された理由について。

〔答〕 J-A中央会、県、市がそれぞれ3分の1ずつの事業費負担となっているが、県の予算減に伴って、市、J-Aが予算を削減したことによる減額である。

〔問〕 地域ブランド創出事業費について。

〔答〕 当市一番の地域ブランドである堂上蜂屋柿を中心に、特産品に限らず中山道太田宿、日本ライン下りなどの地域エリアと結び付け、インターネット等を利用して、海外からの観光客へのPRを進めていきたい。

平成22年度会計別予算表

会計名		予算額
一般会計		170億6,000万円
特別会計	国民健康保険会計	51億3,340万円
	老人保健会計	149万円
	介護保険会計	28億8,765万円
	後期高齢者医療会計	4億7,538万円
	下水道事業会計	27億9,883万円
	介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計	3,820万円
	計	113億3,495万円
水道事業会計	18億7,974万円	
合計	302億7,469万円	

市政一般に対する質問と答弁

要旨

市長の政治姿勢

問 2期目の市政運営の抱負と夢は。

答 まちづくりにかける思いは、市長に就任した時から現在に至るまで同じであり、郷土・美濃加茂市のために力の続く限り頑張りたいということが基本である。

この任期中、第5次総合計画や定住自立圏構想を中心に、美濃加茂市をだれもが住みやすいまち、住んで見たいまちとしてつくりあげていくことが抱負であり、夢であり、また私に与えられた使命である。

問 行政改革大綱の策定と推進について。

調整を行っている。

この大綱は、行政のスリム化、予算の削減・縮小はもちろんのこと、組織体制や職員の意識改革、そしてサービスの提供についても抜本的な改善・改革を目指している。

また、大綱の目標を実現するための行政改革実施計画を6月をめどにとりまとめる予定である。

問 成長戦略は。

限られた資源を最大限に活用するために選択と集中を考え、市民や地域みんなが役割を持って地域活性化に向かってチャレンジをしていくことが最も重要である。

単なる物質的な豊かさだけでなく、地域の結びつきを実感できる心の豊かさも大切にし、全国や世界に誇れるみのかをも築き上げたい。

問 賑わいのあるまちなかを再生する決意は。

賑わいのあるまちなかを再生は、第5次総合計画の政策に掲

げているように重点施策であり、中心市街地の整備や商店街の活性化に向けて、成果指標と目標値を定めている。

活力ある美濃加茂市をつくるため、まちの顔である中心市街地を活性化し、歩いて楽しい、人が訪れたい魅力的なまちづくりを取組んでいく。



行政改革市民会議

問 市役所の将来像は。

市役所の活性化には経験豊かな職員だけでなく、中堅や若手の職員がそれぞれ力を発揮し、一体となって組織的に行政を行うことが望ましいが、職員の構成比率は現在、50代を頂

とし、10代20代は50代の半分以下となるなど逆ピラミッド型となっており、改善する必要がある。

この先5年間に約60人の職員が定年退職するため、住民サービスの低下を招かないようにすることや、行政改革による人件費や職員数の削減にも取組みながらバランスの良い職員採用に努め、柔軟な生き生きとした組織づくりを行っていきたい。

新年度予算

問 基本方針と重点施策は。

第5次総合計画のスタートの年として、共通目標と4本の基本目標及び市役所の経営方針の実現に向けた諸施策の推進並びに健全財政の堅持を基本方針とした。

そうした中で平成22年度予算は、次の3点の施策に重点を置いた。

「子育て支援の充実」では、新生児聴覚検査費用やヒブワクチン接種費用の一部補助、ファミリーサポートセンターの広域実施、中学校卒業までの入院・

外来医療費助成の継続である。

「教育環境の整備、充実」では、東中学校増改築事業の推進、「のぞみ教室」の充実、小学校3年生の35人学級の継続などである。

「安全・安心・快適な環境の整備」では、防犯活動推進活動に対する補助、神明森山線整備事業及びケーブルテレビ整備事業の推進並びに定住自立圏構想推進事業である。

問 予算編成で苦慮した事は。

法人市民税の大幅な減収など限られた財源の中で、いかに市民サービスの低下を招かず、第5次総合計画の目標達成に向けた重点施策に予算を充当するかということである。

また、政権交代により地方財政計画や方針がなかなか示されず、国庫支出金や交付税などの歳入見込みの積算が遅れた。

さらに、岐阜県行財政改革アクションプランも県と市町村、団体等との調整が遅れ、当初予算に反映できないという事態が生じた。

問 財政調整基金の残高と今後の見通しは。

財政調整基金は、平成21年度末で15億5500万円であり、平成22年度当初予算で5億円を繰入れるので、実質10億

5500万円となる。

平成22年度では、この5億円のうち少しでも戻し入れをしたいが、非常に厳しい状況である。

仮に、戻し入れが全くできない状況になると、10億円程度の財政調整基金を確保しておく必要があることから、平成23年度予算編成における基金の繰り入れは難しくなる。

☐ 法人市民税46・3%減の根拠は。

☐ 事業所の廃業・休業や売り上げの減少が続く厳しい状況の中で、本市の法人市民税の税収に大きな影響を及ぼす企業について、経済産業省の統計情報を参考に集積もった結果、被調査グループの受注状況が、前年同期比で概ね8割減の状況であったことから、当該企業の法人税割額を、平成21年度実績の8割減で算定したことが減額の主な要因である。

☐ 各種団体への補助金について。

☐ 補助金総額は、平成21年度が145件、5億7794万4000円で、対前年度1億1670万円の減、平成22年度が143件、5億6349万4000円で、対前年度1445万円の減である。

また、補助金の見直しについては、職員による補助金等検討委員会を設置し、各担当部署から提出された補助金等調書に基づき検討を行った。

見直しに当たり、公益性や団体等の適格性・必要性・費用対効果を評価項目として、担当課と委員がそれぞれ評価を行い、最終的に総合政策審議会、経営戦略会議を経て、補助金の額を決定した。



☐ 美濃加茂市の財政状況を市民にわかりやすく説明を。

☐ 広報紙でお知らせする予算や決算の概要は、できるかぎり身近に感じられるよう、市民一人当たりの予算や決算額に置き換えている。

「家計簿」の形態による情報提供も、市民にとって分かりや

すい方法であり、今後、対応していきたい。

財政問題

☐ 財政健全化指標は。

☐ 平成20年度の経常収支比率は、扶助費や繰り出しなどの増加で93・9%、対前年度比で6・4ポイント減少した。

将来負担比率は、公債費の増加により、68・8%、対前年度比で16・3ポイント減少し、実質公債費比率も、公債費の増加により、12・2%、対前年度比で1・3ポイント減少した。

現在、多額の基金を繰り入れて予算編成をしており、本来の健全な財政状況とは言えない。

当面は、第5次総合計画の成果目標、財政力指数0・90、経常収支比率85・0%以下、起債残高300億円以下の達成にむけて取組む。

☐ 財政の見直しは。

☐ 歳入については、当分の間、大幅な税収増は望めないことから、現状からやや微増する程度と思われる。歳出については、少子高齢化の進展により扶助費

等が増え続け、施設等の老朽化に伴い、維持補修費の伸びも見込まれる。

このような状況の中、必要な事業の選択と集中、人件費の圧縮などが必要不可欠になってくる。

☐ 財源確保と人件費。

☐ 財源確保のため、遊休地の売却や広告収入、税・料の収納率アップに取り組むほか、各種料金についても、受益者負担を原則としつつ、適正な額を設定していきたい。

平成20年度決算によると、人件費は住民一人当たり5万3000円で21市中18番目である。

また、職員数は住民1000人当たり5・5人で21市中13番目となっている。

今後は、外部委託等の有効性を具体的に検証し、効果的に行政サービスの実施ができる体制づくりを進める。

☐ 公共サービスの民間委託の考えは。

☐ 限られた資源を最大限に有効活用するために、公共サービスに関してもこれまでとは違う方法で取り組まなければならないと考えており、窓口サービスなど一定のルールに基づいて対

応する定型業務については、積極的に民間委託を導入したい。



民間委託を導入している上下水道課お客さま係

☐ 事業仕分けの導入は。

☐ 事業仕分けは「専門性と市民目線」「合理性と地域性」などの複合的視野が求められる手法であり、短時間の議論で確実な判断をすることの難しさがあ

る。しかし、「市民の目・外部の目」を取り入れていくことは大切であり、真の「市民協働のまちづくり」に向けて、みのかも版事業仕分けが有効な仕組みとして効果を発揮できるよう具体的な検討をしていく。

第5次総合計画

問 第5次総合計画の計画推進に対する決意は。

答 第5次総合計画は、昨年9月に基本計画までの策定を完了しており、現在、実施計画の策定に取り組んでいる。

市民の、市民による、市民のための計画であり、周辺市町村に対しても大きな責任を持つものでもある。

新年度の早い時期に地区説明会を開催し、地区懇談会や政策分野別のワークショップも開催する予定であり、市民のみならずと大いに対話を重ね、市民と行政との協働による「真の実施計画」を策定し、第5次総合計画の将来像「まあるいまち みのかも」の実現を図っていききたい。

問 庁内部署、企業・商工関係者・農業者との連携は。

答 市民との協働により各分野の政策の実現を図っていくことが大切であり、庁内各部署や企業・商工関係者・農業者との連携についても、この視点で実

施計画の策定に取り組むことが重要である。

また、こうした情報を共有化していく積み重ねが、外部からの評価や信頼となり、市民一丸となった誇りのもてるまちづくりにつながるものと考えている。

機構改革

問 教育委員会として機構改革をどう受け止めているか。

答 平成22年度からは3課体制の教育委員会になり、より学校教育に集中して取り組まなければならぬと感じている。

問 教育委員会の点検及び評価業務の内容は。

答 平成21年度から市民協働部へ移った各課の活動については、点検・評価という立場ではなく、今までもおり一緒に推進していく立場で、教育委員会と市民協働部で部課長会議を開くなど、連携強化を図っている。

問 料金徴収や施設使用の許可権限を教育委員会から市長部局に移した理由とその効果について。

答 単に料金徴収や施設使用許可の事務的な業務を移管することが目的ではなく、スポーツ・文化活動を趣味やサークル活動として参加する段階から、こうした活動を通して地域の活力を向上させる段階へと高めていくことを目指している。

問 機構改革の今後の見通しは。

答 現在の組織では、ひとつの成果指標が複数の課にまたがり、責任の所在が明確になりにくいため、責任の明確化及び効果的な事業推進、縦型組織の脱却を目指して機構改革を進めていきたい。



教育委員会から市民協働部へ移管された文化の森

県行財政改革

問 県の行革アクションプランの当市への影響は。

答 県が発表した資料によると、平成22年度からの3年間で総額約920億円の財源対策を実施するとしており、県事業、公的施設、外郭団体、補助金の見直しや、人件費の見直しで大幅な歳出削減をすすめている。

その中で、県補助金の見直しにより、市の平成22年度予算に対して約5253万円の影響が出る。

問 県の生物工学研究所の閉鎖問題について。

答 今後の方向性として、厳しい財政状況下では解体も難しく、建物を残したままでの売却も検討しているとのことであるが、市の中心部に立つシンボリックな施設であり、市に全く縁のないものになることは避けなければならぬと考えている。

今後、畜産研究所の敷地との交換等も含め、県とも協議していききたい。

問 県立国際たくみアカデミーの事業縮小の内容は。

答 今回の縮小は、施設運営に關する経常経費や人件費に關して効率化を進めるものであり、定員やコース及び指導体制等については全く変更がないこととである。

基本的に運営はこれまでどおりであり、市民や地元産業に直接的な影響はない。

未収金対策

問 市税等の未収金対策は。

答 未納金見込み額は、市税10億6500万円、国保・介護保険料4億6400万円、上下水道使用料及び負担金1億3700万円、市営住宅使用料・保育料4800万円であり、合計17億1400万円ほどを見込んでいます。

また、不納欠損見込み額は合計2億8900万円ほどを見込んでいます。

負担の公平性を常に念頭に置き、法に基づく債権・財産調査を行い、滞納処分の実施により滞納額の減少を図っていく。

問 学校給食費の収納状況は。

〔答〕平成22年1月末日現在の滞納額は約300万円(対象児童数196名)であり、給食費未納者を減らすため、平成21年度から「学校給食申込書兼給食費納入誓約書」を各保護者から提出してもらっている。

また、未納となっている保護者に対して、毎月、文書や電話等で給食費の請求をしているほか、年に2回、給食費未納者対策連絡協議会を開き、未納が減少するよう努めている。

〔問〕市営住宅使用料の収納状況は。

〔答〕平成20年度の住宅使用料の収納率は現年92・65%、過年9・08%、合計72・4%で年々収納率が下がっているのが現状である。

今年度2月末では、昨年比で2・18%下がっており、現在、連帯保証人に対して請求するなど、毎月滞納整理にあたっているが、今後も法的処置も含めて取り組んでいきたい。

職員管理

〔問〕職員の定員適正化計画は。

〔答〕平成21年度までの5年間で職員数を15人削減し、削減率は4・2%であった。

今後は、行財政改革並びに適正な人員管理を行うため、新しい定員適正化計画を定めたいと考えており、5年間の目標として、10人、2・9%の削減を計画している。

〔問〕定員管理適正化の順位目標について。

〔答〕人口1000人当たりの職員数を成果指標としており、それが最も分かりやすく、他市との比較も容易であるとの判断から基準として決定をした。

また、5年後、10年後の目標値をその時点の順位で定めたことについては、全国の各市町村が、違った環境で特色をもって行政を行う中で、具体的な適正値を求めるのが困難であり、現段階で最も有効な指標として順位に注目し、目標に掲げている。

〔問〕嘱託職員制度のあり方について。

〔答〕嘱託員の任期は、予算措置が単年度であること、機構改革や人事異動が年度を区分としてあること、業務の委託化が計画されると雇用の必要性がなくなることなどの理由で、原則1年としている。

更新期間は、広く雇用の機会を設けることや、他自治体の更新状況等を参考に、平成17年度から、10年以上の一般嘱託員について段階的に更新年数を引き下げ、現在は最長で5年としている。

契約期間を1年、2年、3年と3段階にわけてはどうかとの点については、見直しできる余地があるのかどうかを含め、今後の検討課題としたい。

また、経験と能力による職級制度について、保育士や看護師等資格が必要な職については一般事務補助嘱託員より高い賃金を設定し、給食センターの一部の嘱託員については、経験や責任の程度等にに応じて手当の加算をしている。

〔問〕職員のあいさつ運動実施を。

〔答〕採用年数の少ない職員を対象にした、接遇対応の研修や、係長を対象にした、職場の接遇リーダー養成のための指導者研修を実施し、接遇向上の実効性を高めている。

今後も、毎朝のミーティング等を通じてあいさつの重要性を周知徹底するなど、市民サービスの向上に努めていく。



〔問〕リラックスタイムを設けてはどうか。

〔答〕職員の休憩時間は、今年度から昼休みが15分延長され1時間となったこともあり、ウォーキングなどのリフレッシュができる時間として活用されている。

リラックスタイムの設定は、勤務時間条例の規定により難しく、今後も現行どおりの休憩時間の中で対応したい。

地方分権

〔問〕地方分権が進む中、自主・自立に向けた覚悟と気概は。

〔答〕これまで国や県にゆだねていた地域の課題は、自らの責任で解決していかなければならないと考えており、第5次総合計画や定住自立圏構想により、市民や企業など地域全体が丸となって、自立循環型の地域を造っていかねばならない。

〔問〕住民投票条例制定の考えは。

〔答〕第5次総合計画において、まちづくり基本方針の策定をあげおり、今後、その策定に関し市民の皆さんと協議をしていきたいと考えているが、その中で、自治基本条例や住民投票条例についても協議していきたい。

〔問〕地域主権推進一括法による影響は。

〔答〕地域主権推進一括法により、これまで国や県に権限がゆだねられていた事務が、地方自らの責任において政策を決定していくこととなり、具体的には児童福祉施設の整備及び運営に関する基準などが、自治体の条例に委任されることとなり、今後その対応が必要となってくる。

〔問〕過疎法の延長の動きと過疎集落対策の考えは。

〔答〕平成22年3月末で期限が切れる過疎法については、参議院本会議で改正案が可決され、6

年間延長することとなった。
今後の少子高齢化の時代においては、さらに地域の自立促進を図り、市民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に関する取り組みを進め、均衡のとれたまちづくりを進めていかなければならない。

市民協働

行政への住民の主体的参加促進策の考えは。

第5次総合計画において「市民協働事業」を5年間で20件立ち上げる目標を設定している。

そのため、平成22年度に、第5次総合計画の政策ごとに市民ワークショップを開催し、地域の課題を地域で解決する「地域主体事業」の立ち上げに取り組んでいきたい。

現在、伊深と三和をモデル地区として、2つのまちづくり協議会が発足している。

太田、古井等の地区でもまちづくり協議会の立上げは必要と

考えているが、これらの地域は伊深や三和とは異なる地域性を有していることから、組織化に当たっては、モデル地区の今後の活動状況を見据えながら対応していきたい。

まちづくり協議会が発足して間もない中、協議会の活動が本格化する今後において、地域交付金制度の設置も検討していくことになる。

多文化共生

ブラジル人学校の各種学校化の現状は。

市内のブラジル人学校2校のうち、イザキニユートンカレッジは、平成22年1月22日に岐阜県に各種学校化の設置計画書を提出し、夏頃の設置認可申請の手続きを経て、平成23年2月1日の開設をめざしている。

もう1つのブラジリアンスクールは、ブラジル本国の認可学校であるが、県の各種学校の認可手続きについて、現在、検討中と聞いている。

各種学校化実現時の可能な支援及び課題は。

各種学校になると、授業料の消費税が非課税になり、公共交通機関の料金が学割の適用を受ける。

また、私立学校法の進学校法人になると、岐阜県から児童生徒数に応じた教育振興の財政的補助を受けることができる。

市としても、外国人学校には、設置者の資金面以外のこと、進学校法人化に向けた取り組みや教育面での支援とともに、日本でも暮らす住民として、社会的ルールや責任を理解できるように、なごり面での支援をしていきたい。

一部事務組合

一部事務組合の行革対応について。

組合内部では、効率的で合理的な運営を図るため、一部業務の民間委託実施や、適正な人員配置に基づく効率確保など、努力を重ねている。

一方、構成市町村との協議に

についても、議会に議案提出する前には、副市町村長会や担当者会議を開催し、調整を図っている。

地域情報化

ケーブルテレビの整備と今後の対応は。

平成23年1月末に、市全域の整備完了を予定しており、今後は、緊急時の避難勧告や避難所開設情報など、災害対策本部からの情報の周知に活用したり、地域の情報番組などを制作して放送する予定である。

また、整備済み地域の2月末時点の加入率は17%であり、今後、整備地域での説明会や地域情報番組の放送などにより市民の関心を高め、40%の加入率を目指す。

地域情報化事業の推進に向けた支援策は。

「地上デジタル放送受信のための支援」の実施要領によると、NHK放送受信料が全額免除されている、生活保護世帯や、障がいを持った方が居る世帯等を対象に、ケーブルテレビ改修

経費等について必要最低限の補助をするというものである。



地域の情報番組を制作するケーブルテレビ

定額給付金

支給結果と国庫への返納金額は。

当市における支給実績は、5万3861人で給付対象者の97・67%、支給額は8億1191万円で給付対象額の98%、国庫への返納額は2271万円であった。

内閣府の調査によると、定額給付金を消費として支出された割合は60%以上で、消費支出

の内容は、教養娯楽に37・6%と突出している。給付金がなければ購入しなかったものへの支出は、受取総額に対して29%の結果も出ており、経済効果はあったものと考えている。

災害対策

☐ 地震災害発生時の対応は。

☐ 各家庭での自助の徹底と、共助である自主防災組織の結成と役割分担、訓練実施等の活動の展開を徹底していきたい。

また、緊急体制資料については、自主防災組織の資料に取り入れていきたいと考えている。

なお、災害時における職員の緊急体制については、地域防災計画に基づく分担任務、体制について、日ごろから確認と訓練を実施し、対応できるよう徹底している。

☐ 地域力による救助体制は。

☐ 災害発生時には、地元の消防団をはじめ災害協力隊、自警団、自治会を中心とした自主防災組織等の活動が最も必要である。

しかし、この数年間に多くの

自主防災組織が自然消滅しており、組織の再結成に向け、地域へ出向き支援していきたい。

☐ 公共施設等の耐震化は。

☐ 学校の耐震化率については、平成21年度末で76%であり、平成22年度末は82%になる見込みである。

今後、財政面も考慮しながら、できる限り速く100%になるよう計画して行きたい。

また、地区公民館の耐震化についても、順次耐震診断を行ない、施設の耐震化に向けて計画的に実施していきたい。

☐ 下米田小学校の安全性は。

☐ 南側に校舎を増築することにより、災害時の生徒の対応や校舎の強度、安全性に問題がないか検討がなされた。

現在、新校舎1階部分がピロティ化しており、安全性に問題はないと考えているが、より安全性を追求して行かなければならないと考えている。

また、北校舎は耐震補強工事等を考える必要があるが、具体的な方法等については、今後十分検討していきたい。

なお、今後、児童数の増加が見込まれ、校舎の増築が必要になった場合は、学校敷地の拡張も必要になってくる。

☐ 緊急時の救援体制は。

☐ 可茂医師会の協力を得て、地域内の医療関係者で医療班を編成し、対策本部の要請により現地へ出動、救助に当たってもらうことになっている。

防火対策

☐ 住宅用火災警報器の設置状況及び今後の対策は。

☐ 当市の普及率は、アンケート結果によると26%となっており、可茂管内全体の普及率と同じである。

平成23年5月末の設置期限までの普及対策として、啓蒙チラシの作成・回覧、広報紙・ホームページへの掲載、各種イベントでの啓発活動などを展開していきたい。

なお、共同購入や警報器の給付・助成は、現在のところ考えていない。

☐ 設置遅れの原因は。

☐ 設置期限までにまだ期間があることが大きな原因であると考える。

可茂消防事務組合が実施したアンケート調査の結果からも、

警報器設置の必要性について、まだまだ市民の皆さんの意識が低く、PRが不足していることを感じている。



住宅用火災警報器

☐ 消火栓の水圧は把握できているか。

☐ 消火栓は消防水利の基準に基づき設置されているが、消火栓の水圧については把握していない。

また、消防団も日ごろから地域の消火栓の点検等を行っているが、消火栓を使った放水訓練は水道水が濁ることから、緊急時以外の水出しを行っておらず、水圧についても把握していない。

☐ 消防団編成の見直しは。

☐ 第7分団（三和地区）の団員確保については、年々対象となる人材が少なくなっており、地元自治会や消防関係者が苦勞していることは承知している。

現在、伊深町も含めた北部地域の分団編成について、消防団幹部と協議をしており、平成22年度中には北部地区の実態を考慮した改革を行う予定である。

公有財産売却

☐ 公有財産の売却物件、最低処分価格及び入札状況は。

☐ 公有財産の処分については、平成22年1月15日に7物件で、登記地積128・46平方メートルから634平方メートル、最低処分価格467万円から2170万円の公告を行った。入札の結果、大手町二丁目87番3の物件が1029万円で落札・決定した。

なお、応札が無かった6物件については、今後、ネットオークションを利用して広く公募したい。

公契約条例

公正な労賃を保障すること
を明記した条例が必要では。

公共事業において建設業の健全な経営や、建設労働者の適正な労働条件確保がなされるよう「公契約法」制定の検討を、国に対する意見書として採択した自治体もある。

しかし、条例制定には法的な課題もあり、また、一自治体で解決できる問題ではないため、まずは現行法の適正運用により地域経済や労働条件が確保されるよう努力していきたい。

教育問題

美濃加茂市の教育基本方針は。

第5次総合計画にも示されている「未来を担う心豊かでたくましい子を育む」の具現化に、フロム0歳プランの考え方のもとで取り組み、市民協働部と連携を強める中で教育を推進する。また、学校教育の効率化を考

え、学校規模の見直しにも着手したい。

フロム0歳プランと次世代育成支援行動計画について。

次世代育成支援行動計画は、フロム0歳プランを推進していく方向性を持っており、第5次総合計画の基本目標の中でもフロム0歳プランに基づいて具体的な成果目標をあげ推進していく。

また、フロム0歳プランの次世代育成支援行動計画への吸収は、合理的かつ効率的であると考え、子育て支援及び育成環境整備の一本化については、問題が多分野にわたっているため、今後庁内において検討していきたい。

放課後子どもプランの推進について。

市は学校5日制完全実施に伴い、総合型文化スポーツクラブ・MT夢クラブの実践に取り組み、子どもの居場所づくり、学習・活動の場づくりに努めてきた。

教育委員会としては、休日児童保育に学習タイムを導入するなど、今行っている活動を充実する方向で進めていく。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入は。

市内でも取り組みの方向性を探ってみたいと考えている

が、学校運営協議会が機能し、地域コミュニティの活性化にもつなげていくためには、「人、もの、金、情報」という4つの要素が必要だと考える。

市内各学校における分煙室設置の現状は。

喫煙室の未設置は3校あったが、3校とも12月中に喫煙エリアを確保した。

今後も、喫煙マナーを指導し良好な環境確保に努めていく。

全国学力テスト

全国学力テストの実施は。

4月20日に全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）が行われるが、美濃加茂市では、文部科学省により2校が抽出された。

また、その他の学校は参加しないと報告した。

過去3年間のまとめは。

平均正答率は、年度により全国平均を上回ったり下回ったりしているが、全体として、概ね全国平均並みであった。

また、学習内容を概ね理解し、知識を身に付けている一方、身に付けた知識や技能を様々な場面で活用するという力を高めていく必要があると考えている。

指導方法の工夫改善は。

分析した結果を基に、全教職員で共通理解を図りながら「書くこと」の指導に重点を置き、改善に取り組む。

また、一人一人の良さやまづきについて、児童生徒との二者懇談や保護者への働きかけをしながら、家庭における学習習慣や基本的な生活習慣等の改善にも取り組んでいく。

学校給食

平成21年度給食費値上げの反応と効果は。

今年度、給食費を値上げしたことなどにより、肉・魚・野菜等の国内産使用や、デザート類等の充実を図ることができた。

また、新しい給食センターで炊飯を行い、温かい給食が届けられるようになったことで、児童生徒・保護者・学校から給食が美味しくなったとの声を多数

いただいている。

学級閉鎖に伴う給食対応は。

牛乳は翌日分からカットし、当日分は学校の冷蔵庫に保管し、翌日分の牛乳として使用した。

パン・麺類は、当日分と翌日分をカットすることが出来ず、配達されたものは廃棄処分とした。

肉・魚・野菜等で保存が利く食材は、後日の給食メニュー材料として保存し、保存の利かない食材は、当日調理し各学校に少しずつ多めに配給した。



特別支援学校新設に伴う給食対応は。

最大で児童生徒、教職員等の給食約300食を配食する予定である。

可茂地区市町村の負担金で運搬用トラックを購入するが、市

の配食ルート変更を含め、具体的な運営方法等については、今後協議していく。

問 米飯給食を増やしては。

答 現在、一週間のうち月・水・金曜日を米麦飯として給食を提供している。平成21年度給食実施日が195日のうち、米飯が119日、パン類が52日、麺類が24日となっている。

献立については、子どもたちの栄養のバランスや給食への嗜好等も考えながら、立てて行きたい。

問 旧給食センターの跡地利用は。

答 昨年から関係部課長会で検討しており、シルバー人材センターの事務所と下古井作業所を旧給食センターへ集約し、現下古井作業所を下古井公民館として改修する意見もあったが、結論は出ていない。

今後、財政的な面も念頭において更に検討を進めて行く予定である。

社会教育

問 社会教育をどう理解しているか。

答 来るべき地方主権時代に、少子高齢化や環境、まちづくりといった地域課題に、市民の皆さんが積極的に取り組むことができるようにすることが、美濃加茂市の社会教育と考える。

問 公民館の位置づけは。

答 公民館は安心できる信頼の場であると考えており、貸し館業務のみならず、市民が自由に立ち寄り談話できるような場としたい。

今後は、先進的な事例について調査研究を行い、新しい形態の公民館とは何かを考えていきたい。



中央公民館

問 地域自治活動と社会教育の連携は。

答 多種多様なまちづくりの課

題を解決するには、地域自治活動を担う皆さんだけでなく、協働の観点からも行政の支援も大切と考える。

なかでも、地域活動を推進していくリーダーの育成等まちづくり学習の場づくりなどについては、地域振興課と生涯学習課が連携をとっていきたい。

文化施設の活用

問 文化会館における主催事業のPRについて。

答 新聞折込などは費用的に困難であり、広報への掲載や各種イベント入場者へのチラシ配布を行っている。

今後は、市内の商業施設などの協力を得てチラシなどでPRしたり、定住自立圏を活用し、周辺自治体にも広報を行うなど、検討をすすめたい。

問 糸遊庵のPR及び岡本一平の業績などの情報を発信する考えは。

答 岡本一平、岡本かの子、岡本太郎は、地域ゆかりの偉人として位置づけ、文化の森で展示会を開催している。

また、糸遊庵は、岡本一平が晩年の約2年間を過ごした家として紹介を行っており、岡本一平らの作品や資料の収集と調査研究は、市民の協力を得て、今後も続けていきたい。

子ども手当

問 子ども手当制度の問題点は。

答 子ども手当は、子ども一人ひとりの育ちを、社会全体で応援するという趣旨のもと支給するもので、平成23年度以降ひとり月2万6000円を全額国費で支給される予定である。

しかし一方では、現在、子育て政策に関して国が負担しているものを、地方で負担することが検討されており、これについては、「地域主権戦略会議」で国と地方の役割分担、経費負担のあり方などを議論していくことになっている。

問 申請手続きと給付時期は。

答 4月中旬までに、現在児童手当の給付を受けていない対象者へ、認定請求の申請書を郵送し、申請手続きを行い、認定した世帯と現在の児童手当支給者

には、6月中旬に指定口座へ支払いを行う予定である。

問 公金滞納があった場合の相殺の考えは。

答 子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえると、給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの育ちと関係のない使途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないと考えられ、滞納世帯に対しては、相殺相談を行うことも可能であると国からの通達で示されている。

問 市民への周知は。

答 4月1日号の広報やホームページに案内を掲載するほか、制度や申請・支払い時期の内容を記載したチラシを、4月上旬に学校・保育園等を通じ配布する予定。

保健・医療

問 子宮頸がんワクチンに対する助成は。

答 昨年10月にワクチンの承認がされて、平成22年度予算において、助成実施を計画している自治体もある。

市としては、接種状況、ワクチンの供給状況、他の自治体の費用助成の動向を見ながら、検討していきたい。

☐ AEDをコンビニに設置しては。

☐ 24時間営業のため、いつでも使用できるというメリットはあるが、行政が一部助成して事業者の設置を促すのか、行政備品として貸し出して整備するのか、そうした場合の設置基準や維持管理をどのようにするのかなど、課題・問題点も多くあると考えており、コンビニ以外の施設も含めて、今後の研究課題としたい。

☐ かかりつけ医師の推進は。

☐ 「かかりつけ医師」は、高齢者を地域で支えあう体制を確立するために重要であり、市の検診を身近な医療機関で受けてもらったり、迅速で快適な医療が受けられるよう、病院と診療所の連携を図るなどして推進している。

☐ 在宅医療廃棄物の処理方法は。

☐ 現在、ささゆりクリーンパークでは、医療廃棄物は処理困難物として受入れをしておらず、各医療機関で、患者さんが自宅で使用した注射針等を自主

的に回収し、医療機関から排出される「感染性廃棄物」として、専門業者で処理されているところである。

高齢者福祉

☐ 高齢者人口の予測と対策は。

☐ 平成22年1月1日現在の高齢者人口は1万284人、高齢化率18・65%となっており、平成26年度には高齢者人口1万1508人、高齢化率19・8%と増加することが推計される。

これに伴い、高齢者の健康・生きがいづくり、介護予防、生活支援事業を充実させる必要がある。

☐ 敬老会のあり方について。

☐ 市民意識調査の結果や財政状況をふまえ、予算を大幅に削減した。

平成22年度は、「各地区で開催したい」との要望に沿う形で進めるが、次年度以降については改めて相談していきたい。

☐ 要援護者に係る関係機関の連携は。

☐ 要援護者の台帳登録は、民生委員さんと自治会の協力を得て行ってきた。

登録によって得られた情報をもとに、各地域において「見守り支援者マップの作成」が進められており、この点について、リーダーシップは社会福祉協議会がとっていると理解している。

自主防災組織のことも含め、社会福祉協議会をはじめとした各関係機関が連携をとっていく必要がある。

☐ サロンへの支援内容は。

☐ 市は、各地区で開催されるサロンでの健康づくりと介護予防指導を目的に、看護師や保健師を派遣し、社会福祉協議会は運営費を助成している。

ただし、サロンは参加者の会費による運営を基本としており、将来的には自主的、自立的に行っていたいくことを考えている。

☐ 高齢化社会における選挙投票について。

☐ 介護認定が5の方は、現在いる場所での郵便等による不在者投票をすることができ、介護認定が4までの方や、一定以下の障害者手帳保有者は、投票所にいく必要があることから、バリアフリー対策等にはこ

れからも十分配慮し、投票率向上に努めていきたい。

後期高齢者医療

☐ 保険料の引き下げは。

☐ 市内の運転免許証保有者に占める65歳以上の高齢者の割合は15%、運転免許証の返納実績は3年間で17人である。

県下では、運転免許証を自主返納した人に、公的な身分証明書となる写真付きの住民基本台帳カードを無料で交付している市もあり、当市としても、自主返納ができる環境づくりや、自主返納した人への支援について、行政として何が実施できるか調査研究していきたい。

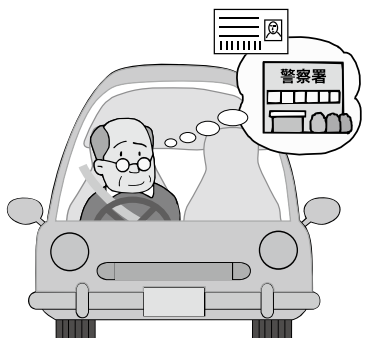
☐ 保険料の引き下げは、広域連合において生じる剰余金の全額活用と、県に設置されている財政安定化基金の活用によって行われることになっており、広域連合において適切に対応されるものと考えている。

☐ 後期高齢者医療保険に關する新年度予算案について。

☐ 市の一般会計の実質負担額は、広域連合への負担金と繰出金あわせて、524万円の減額、後期高齢者医療特別会計の保険料負担金では、4640万7000円の減額になる。

☐ 後期高齢者医療制度廃止について。

☐ 厚生労働省は、市町村において膨大かつ複雑な事務処理が必要となること、高齢者の医療費に対する若人と高齢者の負担関係が不明確となることなどを理由に、後期高齢者医療制度の廃止後、老人保健制度に移行することが適当としており、当市においては、高齢者医療制度改革会議の動向を注視していきたい。



介護

◎ 老老介護の実態は。

〔答〕 平成19年度に行った高齢者等実態調査の結果によると、認定者の96・2%の385人が高齢者であり、その主たる介護者は48・6%の187人が高齢者であった。

平成22年度に実施予定の高齢者等実態調査で、さらに「老老介護」の実態や要望について調査をする。

◎ レスパイトケア事業の現状は。

〔答〕 介護者への支援として、市主催の「介護者のつどい」を年3回開催し、介護技術の講習、介護施設視察と気分転換のための日帰り旅行など、日ごろの介護負担を少しでも軽減していたり、機会を設けている。

◎ 地域包括支援センターの組織体制は。

〔答〕 2カ所の社会福祉法人に委託していたものを、平成21年度から、市直営の1カ所にまとめ、管理者に市課長職員を配置す

るとともに、嘱託事務職員を1人配置し、包括支援センターの3職種の専門職員については、高齢者支援に専念できるような体制を充実した。

◎ 介護保険手続きに係る期間は。

〔答〕 被保険者からの要介護認定申請受理後、認定調査書作成、認定審査会における審査を経て要介護度を決定するまで、法定の期間30日に対し、当市は、平均28日で決定しており、処理期間の短縮のために、認定調査の早期訪問や主治医意見書提出の催促などに取り組んでいる。

◎ 施設待機者の現状は。

〔答〕 県内特別養護老人ホームの昨年6月1日現在の市内待機者は265人で、このうち要介護5および4の方は89人である。また市内施設の3月1日現在の待機者は、特別養護老人ホーム266人、介護老人保健施設32人、グループホーム27人である。

◎ 介護難民対策は。

〔答〕 医療行為が必要な重度の方などが、在宅に戻られた場合には、市内の訪問看護事業所7カ所による在宅介護サービスで支援している。

また、平成23年度に特別養護老人ホーム80床を増床、平成22年度に介護老人保健施設10床を増床する予定である。

◎ 介護保険の住宅改修の支給要件は。

〔答〕 支給限度額は、対象となる20万円までの住宅改修費の9割となっている。

改修工事は被保険者からの支給申請書提出後に施工され、工事完成後に完成届けを提出、改修費の支給は、完成届けを受領した翌月末となっている。

現在は被保険者本人への改修費支給が原則となっているが、支給の受領を改修業者に委任する「受領委任払い制度」が当市において実施可能か検討していく。

◎ 地域支援事業について。

〔答〕 「脳疾患」予防としての有酸素運動と「転倒・骨折」予防としての筋力トレーニングを組み合わせた介護予防事業として、平成22年度から「つくばウェルネス事業」を実施することを計画している。

この事業は、メタボ対策や健康増進にも効果があることが実証されており、市民対象の「健康増進事業」として展開していくことを考えている。

環境問題

◎ 常設型エコハウス（環境学習）の整備について。

〔答〕 現在策定を進めている第2次環境まちづくりプランで、重点プロジェクト事業として、整備に取り組み予定である。

また、かわまちづくり協議会でも、旧シユロス跡地周辺の整備方針などが検討され、環境に関する活動拠点、環境情報の発信拠点としての活用を図れるよう、検討を進めていきたい。

なお、定住自立圏形成協定に環境に関する項目を追加することで、環境面からも地域連携を進め、地域での環境学習の中心的施設として役割を担っていくように考えている。

◎ ごみの減量化対策は。

〔答〕 プラスチックごみの資源化について、平成20年1月から3月まで、試行的に分別収集をしたが、回収のための経費や選別する市民の負担が大きすぎるなどの理由で、実施を見合わせた。

その後、リサイクルの進んでいない小さな紙片やビニールコーティングされた紙製容器、

プラスチック製品などの効率的な収集や処理方法について、地区回収の導入も含めて検討している。

◎ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理経費は。

〔答〕 事業系ごみの処理費は条例で定められており、ささゆりクリーンパークが稼動して以来、変わっていない。

なお、事業主の排出者責任に基づいた負担金の徴収は必要だと考えており、今後は、ごみ減量のためにも、料金の見直しが必要かどうかについて組合や構成市町村とともに検討していきたい。



リサイクルステーションの様子

農業問題

圃 耕作放棄地対策は。

圃 市においては、規模拡大や集約化を行う担い手などに、調整水田や未活用水田の活用及び耕作放棄地対策も兼ねて、農地の利用集積に対する支援を予定しており、これによって担い手が充実した農業経営ができるとともに、戸別経営が難しい農家が安心して農地を担い手に預けているだけの環境整備を推進する。

圃 市独自の奨励策の考えは。

圃 自給率向上に寄与するため、具体的には、市の奨励作物である夏秋ナスやさといもを水田に作付した場合の支援を計画している。

圃 地域農業振興策は。

圃 来年度は、農業に関する意識の変化や農家としての抱える課題、農業従事者としての要望などについて把握することを目的として、農用地利用実態調査を実施する予定にしており、今後このデータを振興策に活かしていきたい。

また、担い手や若手農業者等との懇談会も随時行って、現場の声を直接聞く機会を設け、この声も反映させていくよう心掛ける。



農家戸別所得補償制度

圃 対象農家戸数と面積は。

圃 対象となる農家数は、同制度への加入要件が水稲共済加入者となることから、農業共済事務組合によるデータによると、最大で2080戸、面積は平成21年度実績で約763ヘクタールと想定している。

圃 水田利用自給率向上事業について。

圃 食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米など戦略作物の販路については、農協が中心となり対応していくが、地産地消を拡大できるよう、市が農協や生産者、商工業者との橋渡し役を努めたい。

圃 集団営農について。

圃 集団営農のメリットとしては、交付金の受け取り額が多くなること、個人で機械を保有せずに複数人で機械の回転率を上げていけること、更には話し合いにより転作部分と米の作付け部分を住み分けられることなどが考えられる。

なお、集団営農の要件には、規約を定め、販売などの経理を一元化する必要があるため、リーダーを選出し、取り組み希望者の中の十分な議論が必要になると考えている。

圃 新規需要米について。

圃 当市においては、まだ積極的に活用を勧められる環境が整っていないと感じている。

当面の対処方策としては、農家の皆様にその現状をお伝えしていくことであり、その中でも、共同で保管施設などを考えられるような場合があれば、国の補助事業を活用できるようにサポートしていきたい。

圃 所得補償変動部分の米の想定価格は。

圃 標準生産費については、国が算出したもので、1俵当たり約1万4000円となっており、販売価格は平成21年度実績でJAの1等コシヒカリが1万2000円である。

平成22年度の生産費は大きく変動しないと考えるが、今回の制度に参加しない農業者により需給が緩んだ場合には、販売価格が下がる恐れがあり、生産数量目標に即した米の生産を奨励していきたい。

圃 農家への周知方法と説明会での主な意見は。

圃 各地区の改良組合長会や集落座談会に、JAめぐみのと連携して出向いており、現在までに、市内各地域で15回の説明会や座談会を開いている。

意見としては、新しい制度自体に対する質問が主であり、担い手を育ててほしいというものが多い。

なお、説明会以外にも、JAめぐみの組合広報3月号や、「美濃加茂地域担い手育成総合支援協議会だより」でも、農家への周知を図っていく。

圃 農家の収入が増えることになるか。

圃 米戸別所得補償モデル事業に参加し、水田利活用自給率向上事業及び同対策内の激変緩和措置を最大限に活用する集落があれば、それに対する交付金は今年度を下回らないことになっている。

可茂公設卸売市場

圃 施設整備について。

圃 可茂公設地方卸売市場は、平成21年度に土地・建物の管理を除く運営に関して、指定管理者制度が導入され、さらなる運営の合理化・効率化を進めるために、平成24年度からの公設民営化を目指している。

最近の冷蔵庫の新設や建物建設等の整備は、民営化移行時に引き受けてもらう民間事業者へ施設などを引き渡すために、老朽化した施設等を整備しているものであり、その財源の主なものは構成市町村の負担金ではなく、土地の売却に伴う資金である。

景観計画

景観づくり事業について。

平成20年度から8地区18回の地区懇談会を開催し、良好な景観が市民共通の財産であることを説明、平成21年度からは、伊深、三和、中山道太田宿地区で、重点区域の説明会を開催し、景観の意義やその整備・保全の必要性を話し合ってきた。

また、古井、下米田地区での景観を考える地元ワークショップや、伊深、三和地区での調査、実験など、延べ81回の活動を開催し、1016人の参加者があった。

景観計画は4月1日付けで告示を行い、景観条例は、6月議会に上程し、7月1日に施行する予定である。

中山道太田宿地区の計画案策定までのプロセスは。

太田地区の懇談会を2回、アンケート調査を1回行い、景観計画策定検討委員会で議論をし検討してきた。

平成20年度には、具体的な町並み保存を進める目的で、NPO法人など地区を代表する組織

を主体として、延べ7回の検討を重ねてきた。

作成された計画案を景観計画策定委員会で検討し、該当する地区を対象に、4回の地区住民説明会、夜間ライトアップ社会実験や町並み景観シミュレーション実験の場で説明をし、ご理解いただいた。

また、2月からは景観計画案のパブリックコメントを行い、用途地域の指定や美しい街・安全な街にしてほしいとの意見をいただいた。

中山道太田宿に対する補助金について。

建造物の保存と修景に関する補助金交付要綱の実績として、20年間で11件、3936万円が交付されてきた。今後も実績のような推移をたどると予測している。

景観重点地区を増やす考えは。

第5次総合計画の成果指標に平成31年度までに、5地区と位置付けており、引き続き取り組む予定である。

環境保全への取り組みは。

市を代表する伊深・三和地区を景観重点区域として計画し、国の地域景観づくり緊急支援事業において、その地区の植生調査や景観社会実験等を実施した。その結果等に基づき、地域の皆さんが景観を意識して、今後の里山整備や森林保全に取り組みむことを期待している。

屋外広告物のシステム化は。

緊急雇用事業を活用し、現在、屋外広告物の現況調査を進めており、来年度からは、広告物の分析や検証をして、適正な指導管理を行っていく。

計画の今後の取り組みは。

景観計画では、地域の特色ある人々の暮らし・営みを地域で向上させることを景観の視点で捉え、住みよいまちづくりを目標としており、今後も、地域に根付いた景観まちづくりを進める。

木曾川・飛騨川沿いの景観計画について。

景観計画の方針では、木曾川・飛騨川を中心とした景観づくりは、歴史文化と河川が一体となった景観を形成すると位置づけている。

今後、地域の景観に取り組んでいただいた皆さんと一緒に、川を舟で利用するための船着場の位置・回遊ルート選定などを検討していきたい。

開発指導

過度に指導がなされていないか。

市の開発指導要綱は、都市計画法や岐阜県宅地開発指導要領に準じて基準を定めており、開発事業は、指導要綱に基づいて指導を行っている。

要綱では、開発事業の目的や面積などにより接道する既存道路の幅員を定めている。

開発事業は、関連する法令や担当部署が多岐にわたるため事前に関係機関との協議を依頼し、申請時に協議書を添付してもらい、市の開発審議会で審査をして意見調整し、回答している。

今後も開発事業者には審議会の審査内容を詳細に説明していく。

土地区画整理

中蜂屋産業集積事業の内容は。

美濃加茂市土地区画整理事業助成要綱に基づき、道路等助成対象事業として、補助金の交付及び技術的援助を行っている。助成金額は、工事費及び補償費等5億853万5000円を予定しており、この内、4割がまちづくり交付金事業の補助金である。

企業の進出状況は。

現在、企業の決定には至っていないが、交渉している各企業からは、道路条件、特に工業用水があるなど、高い評価を得ている。

市のホームページに企業誘致情報を掲載し、県にも中蜂屋の企業誘致情報の掲載をお願いしており、今後もあらゆる方法を考えながら、事業推進に努めている。



中山道の町並み

上水道

水圧問題について。

山之上地区は、中之番配水池から送水されており、現地の計測値は法律上適合しているが、住民が日常生活に不便されていることも承知している。

抜本的な対策としては、配水池系統の変更が必要となり、多額の経費がかかるので、水道企業会計の財務内容を見ながら検討したい。

なお、当面は配水池からの送水によって、一時的に水圧が低下する場合もあるので、ポンプの運用方法を調整するなどの方法を検討していく。

合併浄化槽補助

合併浄化槽高度処理施設整備補助金制度延長の考えは。

本市の浄化槽の補助制度は、国・県・市がそれぞれ3分の1の財源を負担する基本的な補助金と、奨励金の二本立てと

なっている。

この奨励金は、高度処理浄化槽だけを対象とした市単独の補助金制度であり、要綱により平成23年度で終了することとなっている。今後、財源との関係を含めながら、継続することも含めて検討していきたい。

全国海づくり大会

みのかもサテライト事業について。

主会場となる三和・伊深町において、自治会・小学校・公民館活動・森林組合・漁協等関係者による実行委員会が結成され、事業全般の企画・運営について、検討がなされている。

市においても、関係課が連携し、それぞれの立場から具体的な企画案を出し合っており、実行委員会と協議を重ねながら、準備を進めている。

この事業を一過性のイベントとして終わらせず、従来から地域が主体的に取り組んできた、水環境を保全する活動にスポットを当て、今後も継続していくように支援する。



美濃加茂市に引き継がれた回遊旗

交差点改良

可児金山・大場中国線交差点について。

交差点改良について、現在の状況を県に確認したところ、平成22年度には、調査費及び用地補償費を予算要望し、優先して予算付けをしてもらえるよう努力していきたいとのことであった。

また、改良工事は、調査に時間がかかることや用地の買収が終わっていない等の理由から平成23年度になる公算が強いとのことであった。

なお、右折レーンが設置されていない交差点に矢印信号の新

設はできないので、交差点改良を進める以外に方法はないとのことである。

市としては、一刻も早く交差点改良を進めるよう、県に対して要望活動が続けていきたい。

旧道の処理計画

移管路線計画について。

将来、市が移管を受ける予定で、県と協議を進めている路線は、旧国道248号線、国道418号線の一部、通称「駅前通り」を含む県道蜂屋太田線の一部の3路線である。

移管に対する取り決めは。

移管に際しては、事前に県と協議を行い、旧道の修繕計画を立てた上で、移管前までに必要な箇所の修繕工事を済ませてもらうことにしている。

道路整備に関する当市の負担割合は。

道路新設改良事業では事業費の10%、街路事業の国庫補助事業では9%もしくは10%、県単街路事業では20%、舗装道新設事業では事業費の15%を市が負担する。

議会日誌

2月

22日 中濃地域農業共済事務組合議会（関市）

26日 議会運営委員会

3月

2日～24日 市議会第1回定例会

3日 可茂地域一部事務組合議会

（可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合）

25日 美濃加茂市・富加町中学校組合議会（富加町）

29日 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会（岐阜市）

4月

19日 行財政改革推進特別委員会

22日 東海市議会議長会定期総会（沼津市）

5月

11日～13日

産業建設常任委員会行政視察

12日～14日

企画総務常任委員会行政視察

可決された意見書

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成22年度予算案に、中学卒業まで1人あたり月1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれた。給付費総額は2兆2,554億円となり、平成23年度以降は子ども1人あたり月2万6千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となる。

また、平成22年度は児童手当との併給であるため、地方・事業主負担も求められることとなった。

このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念される。各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、国におかれては、下記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。また、平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担に十分配慮すること。
- 2 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
- 4 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（国家戦略担当）
総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書

政府は平成22年度予算で米の戸別所得補償モデル事業として5,618億円を計上した。同事業は水田農業に取り組み全ての農家を対象とすることが原則で、農家の経営基盤強化に向けて期待の声がある一方、全国一律の単価で交付するため生産性が高く販売性の高い地域が有利になる点や、水田農業が優先されるため麦や大豆の自給力向上につながらず、果樹・野菜・畜産など多様な農業の発展にも支障を及ぼすとの見方がある。

また、自給率を向上させるため必要不可欠な農業農村整備事業の予算が大幅に削減され、農家の生産性を高める基盤整備が十分に進まないことも危惧される。

よって、国におかれては、下記の点に留意し、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進める施策の充実を図るよう強く要望する。

記

- 1 戸別所得補償制度の本格導入にあたっては、麦・大豆など畑作物の位置付けを明確化し、多様な農業の展開に資する制度とすること。
 - 2 戸別所得補償制度によって生産力の高い担い手への農地集積を阻害する結果とならないよう、農地の「貸しはがし」問題に早急に対処すること。
 - 3 米作り優先ではなく、野菜・果樹・畜産など多様な農業を支援する政策体系を構築すること。
 - 4 予算が縮減とされた農林道整備事業や農業農村整備事業については、予算の個所付けの基準の明確化や新たな交付金の充当等、現在進められている事業が継続できるように措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（国家戦略担当）
総務大臣 財務大臣 農林水産大臣

核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていない。平成12年の核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、平成17年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有国五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、国におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、被爆65周年を迎える本年、核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、下記のとおり核軍縮・不拡散外交に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
- 2 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
外務大臣

永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えられる。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権の付与については、慎重に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
法務大臣 外務大臣

可決された意見書

木曽川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書

可茂・東濃地域では、水道水のほとんどを木曽川に依存しており、牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、岩屋ダムを非常に重要な水源として位置付けている。

しかし、これらのダムについては、計画された当時と比較すると、近年では年間の降水量の変動幅が大きくなり、また、年間降水量は減少傾向を示していることから、ダムの供給能力が大きく低下してきており、全国的にみても木曽川水系は水不足が深刻な水系と言われている。

可茂・東濃地域では、過去10年間に於いて数回の取水制限を実施しており、その都度、各関係機関の協力を得て渇水対策を図ってきたが、安全で安定した生活環境を確保するためには、抜本的な渇水対策が急務となっている。

こうしたことから、ダムの利水安全度が向上し、可茂・東濃地域の渇水対策として大きな効果が期待される木曽川水系連絡導水路事業の推進が望まれる。

よって、国におかれては、木曽川水系連絡導水路事業の必要性を十分認識するとともに、責任を持って事業の推進を図り、一日も早く完成させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 国土交通大臣

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度より教員免許の更新制度がスタートした。教員免許更新制は一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものである。制度導入にあたっては教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっている。

しかしながら、政府は昨年10月に教員免許更新制の抜本見直しを表明し、平成22年度予算にも教員免許更新制の効果検証などを含めた調査・検討事業に予算を計上した。

教員免許更新制は本格実施から一年も経っておらず、成果や課題も十分にまとめられていない状況である。また、自己負担で講習を受けた教職員への補償についても検討がなされていない。改革の方向性も示されないまま「抜本見直し」だけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念される。

よって、国におかれては、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、教員免許更新制を存続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（国家戦略担当） 文部科学大臣

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地域住民の代表たる地方自治体の長が、地方の声を国政の場へ伝える上で、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

しかし、政府・与党では、陳情の窓口を民主党本部幹事長室に一元化した形式でのシステムづくりを行ったが、これに対して、地方自治体からは「国に地方の声が届くのか」という不安や危惧の声が多くあがっている。

また、閣僚の一部からは「地方の首長が中央政府とアクセスするのに制限はあり得ない」という趣旨の発言もあり、政府・与党内の対応は統一を欠いている。

多様化、専門化している要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政府への直接の窓口を閉ざすことは、憲法第16条で保障されている国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国におかれては、直接地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
総務大臣

選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書

女性の社会進出が進み、個人の意思の尊重、男女平等の観点から、国は、今国会において、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の提出を検討している。

古来より、わが国の伝統文化は、祖先を敬い、夫婦、親子の絆で結ばれ、ともに一体感を持つ家族制度を基に築かれてきた。

しかし、核家族化の進展による三世同居の減少などにより、家族の結びつきが緩まっている。

このような中、夫婦別姓制度を導入することは、夫婦間の絆を弱めるとともに、子供の姓が父または母と異なることになり親子の絆も弱めるなど、家族の一体感を損ない家族制度の崩壊を加速助長するものであり、家族を基本単位とする地域コミュニティの崩壊へも導きかねない。改姓による不利益は旧姓を通称として使用することで回避が可能である。

よって国におかれては、わが国の伝統文化を守り、安心安全の社会づくりを進めるため、家族のあり方に重大な影響を及ぼし、わが国の将来に重大な禍根を残しかねない選択的夫婦別姓導入については、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当） 法務大臣

議会の傍聴にお越しく下さい

詳細は議会事務局までお問い合わせください

☎25-2111(内線281)



次の定例会は

5月31日から開会予定です

(一般質問は、10日、11日です)

市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・財政・市議会) → 議会(会議録検索)をご覧ください

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>